

防整建第27867号
令和7年12月9日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局建設制度官
(公 印 省 略)

工事の発注における入札金額の内訳について（通知）

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」）が改正され、令和7年12月12日に施行される。

建設業を持続可能なものとするため、技能者の処遇改善策の一つとして、今般の入札契約適正化法の改正において適正な労務費が、受発注者間、元請一下請間、下請間の全ての段階において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、応札者は入札金額の内訳として、工事費内訳明細書に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）を記載しなければならないこととされた。

防衛省発注工事における工事費内訳明細書の提出については、入札契約適正化法第13条に基づき、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（防整施第6921号。平成28年3月31日）を制定し、入札公告等において入札参加者へ提出を求めてきたところである。今般の入札契約適正化法の改正を受け、下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 対象工事

競争入札に付する全ての工事とする。

2 工事費内訳明細書の提出方法

対象工事の全ての入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとする。なお、工事費内訳明細書は任意の様式であるが、入札参加者への周知を目的として、土木工事及び建築工事に用いる工事費内訳明細書の例（別紙第1及び第2）並びに工事発注量の少ない発注者を想定した簡易な工事費内訳明細書の例（別紙第3）を参考として作成したので、必要に応じて活用されたい。

3 入札説明書への記載

入札参加者へ周知するため、入札説明書の工事費内訳明細書の作成方法に関する事項のうち、総括表及び直接工事費の明細書の記載内容を、次のとおり読み替える。

- 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書

については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

4 適用日

令和7年12月12日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。ただし、適用日前に入札公告又は指名通知を行った工事への適用を妨げない。